

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>本改正による利点が不明のため、改正に反対する。</p>	<p>本改正により運行管理が効率化されます。 例えば、これまでは運転者は車庫で日常点検を行った後、営業所に向かい運行管理者から点呼を受け、再度車庫に戻ってから運行を開始することとなっていました。IT機器を用いた点呼（以下「旅客IT点呼」という。）の導入により、車庫で日常点検を行った後そのまま車庫で運行管理者から点呼を受け、運行を開始することができるようになります。</p>
<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当するための要件である「過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと」「過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと」は営業所ごとに判断するという事によろしいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当しなくなった場合は旅客IT点呼は行えなくなるのか。その場合、対面点呼に戻すこととなった際は、猶予期間が設けられるのか。</p>	<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当しなくなった場合は旅客IT点呼を行うことはできなくなります。 また、その場合は速やかに旅客IT点呼の終了報告書を提出いただきますようお願いいたします。</p>
<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当するための要件のひとつである「過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと」について、死亡事故など重大性や悪質性</p>	<p>輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると判断するためには、重大事故を起こさないよう確実に取組を行っていただく必要があるところ、「過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと」という要件を設けることとしております。 なお、運転者の自らの責に帰するものではない事故についてはこの限りではありません。</p>

<p>の高いものに限定されたい。</p>	
<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当するための要件の一つとして「過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと」とあるが、警告は厳しすぎるのではないか。</p>	<p>輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると判断するためには、違反した場合に警告の対象となるような行為についても確実に実施していただく必要があるところ、「過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと」との要件を設けることとしています。</p>
<p>「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」の4つめの要件として、「セーフティーバスマークを持っていること」を追加すべきではないか。</p>	<p>輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であるか否かは「開設してから3年を経過していること」「過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと」「過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと」の3つの要件で適切に対応することとしており、4つめの要件として「セーフティーバスマークを持っていること」を追加することは不要と考えます。</p>
<p>一定の条件を満たす場合には、「営業所-車庫間」に限らず、同一事業者内の他の営業所との間で旅客IT点呼を行えることとしてほしい。</p>	<p>旅客IT点呼の実施場所等適用範囲の拡大については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託において、受託者側の自らの運行を行う営業所が開設してから3年を経過している場合にあっては、受託営業所が開設してから3年を経過していない場合であっても、受委託事業について旅客IT点呼を行えることとしてほしい。</p>	<p>ご指摘のような一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託制度における旅客IT点呼の導入については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>貨物自動車運送事業において認められている他社との点呼の受委託を旅客自動車運送事業においても認めてほしい。</p>	<p>旅客自動車運送事業における他社との点呼の受委託については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>同一資本によるグループ企</p>	<p>複数法人への旅客IT点呼の導入について</p>

業に限り、複数法人への旅客 I T 点呼を認めてほしい。	は、今後の検討課題とさせていただきます。
旅客 I T 点呼を行える範囲である「営業所と当該営業所の車庫間」について、さらに距離制限を設けるべきではないか。	営業所と当該営業所の車庫間については、自動車の保管場所の確保等に案する法律施行令第一条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める地域及び国土交通大臣が定める距離（平成3年運輸省告示第340号）において距離制限が設けられているところ、この距離内に設けられている営業所と車庫間は適切に営業が行われているものというべきであるため、さらなる距離制限の追加が必要となるものではありません。
自家用有償運送の運行委託業務について、対面点呼で行わなくてもよくなるということか。	旅客 I T 点呼を行えることとなるのは旅客自動車運送事業者に限られます。
「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当する2営業所を統合して新設された営業所も旅客 I T 点呼を行えることとしてほしい。	当該統廃合営業所が、許認可が必要となるような新設営業所であると判断される場合は、開設から3年経っていないこととなるため、旅客 I T 点呼を行うことができないこととなりますが、営業所の名称・位置変更等のみのため新設営業所と判断されない場合であって、開設から3年が経過し、さらに「過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと」「過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと」に当てはまる場合は旅客 I T 点呼を行うことが可能です。
今回の旅客 I T 点呼の導入により、点呼を確実に行わない事業者が出てくるのではないか。	<p>旅客 I T 点呼に用いる機器は、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無等を随時確認できるものであって、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存するとともに運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものとするとしており、これまでの対面による点呼と同等程度に適切に行えるものと考えます。</p> <p>また、旅客 I T 点呼の導入後も引き続き確実に点呼を行っていただけるよう、旅客 I T 点呼を行える営業所を「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に限ることとしております。</p>

旅客IT点呼の導入許可期間を設定して、審査・更新する方法をとるのか。	許可期間を設けるものではありませんが、「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」に該当しなくなった場合は旅客IT点呼を行うことはできなくなります。
------------------------------------	--

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見については整理した上で掲載しております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見や質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。